

省エネ住宅新築等事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、省エネ住宅の建設を促進し、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現を図るため、省エネ住宅新築等事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「省エネ住宅」とは、住宅の用途に供する部分が次のいずれにも適合する住宅をいう。

ア 外皮平均熱貫流率が、1平方メートル1度につき0.6ワット以下であること。

イ 知事が別に定めるところにより算定した設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減されていること。
- (2) この要綱において「省エネ住宅新築等事業」とは、別表事業区分の欄に掲げる事業をいう。
- (3) この要綱において「住宅」とは、人の居住の用に供する建物及び建物のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (4) この要綱において「外皮平均熱貫流率」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (5) この要綱において「設計一次エネルギー消費量」とは、省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (6) この要綱において「基準一次エネルギー消費量」とは、省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (7) この要綱において「子育て世帯」とは、子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱（令和6年12月19日付け国住生第239号）第2の1に規定する子育て世帯をいう。
- (8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱第2の2に規定する若者夫婦世帯をいう。
- (9) この要綱において「中小工務店」とは、県内に主たる営業所を有する事業者であって直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が50戸未満であるもの（知事が別に定めるものを除く。）をいう。
- (10) この要綱において「新築住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」をいう。
- (11) この要綱において「しずおか優良木材等」とは、知事が別に定めるところにより認定された認定工場が生産した製品及び知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明された日本産業規格又は日本農林規格に適合する製品をいう。
- (12) この要綱において「森林認証材」とは、しずおか優良木材等のうち、知事が別に定めるところにより

森林認証をされた森林から生産された木材を製材し、又は加工したものをいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得した不動産及びその従物については、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第 2 号）

ウ 収支決算書（様式第 3 号）

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第 5 (1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 1 月31日のいずれか早い日まで

第 8 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第 9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則(令和 5 年 5 月 8 日告示第325号)

この告示は、公示の日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則(令和6年4月5日告示第304号)

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則(令和7年4月11日告示第306号)

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業区分	事業内容	経費	
省エネ住宅新築事業	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない者が、自ら居住するため、中小工務店に一戸建ての省エネ住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅であって、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。以下同じ。）を県内において新築させる事業	当該事業に要する経費のうち、工事費又は工事請負費	40万円
省エネ住宅購入事業	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当しない者が、自ら居住するため、中小工務店が県内において建築した一户建ての省エネ住宅である新築住宅を取得する事業	当該事業に要する経費のうち、住宅の購入費	

備考 しずおか優良木材等を使用する場合（使用されたしずおか優良木材等の体積が4立方メートル未満の場合を除く。）の補助額は、この表に定める額に、使用されたしずおか優良木材等の体積（1立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた体積）に1立方メートル当たり15,000円（使用されたしずおか優良木材等の割合が50パーセント未満の場合にあっては、10,000円）を乗じて得た額と30万円（使用されたしずおか木材等の割合が50パーセント未満の場合にあっては、20万円）とを比較して少ない方の額を加えて得た額（使用されたしずおか優良木材等が森林認証材である場合にあっては、当該加えて得た額に、使用された森林認証材の体積（1立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた体積）に1立方メートル当たり5,000円を乗じて得た額と10万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額）とする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

省エネ住宅新築等事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

年度において省エネ住宅新築等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 ー 円 = 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

2 事業完了予定年月日 年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

（注） 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

省エネ住宅新築等事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた省エネ住宅新築等事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第 5 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた省エネ住宅新築等事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた省エネ住宅新築等事業
の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた省エネ住宅新築等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額) | 金 | 円 |